

(5) 社会的な組織・ネットワークの存在とアクセスの可能性

上でも述べたが、相談機関としての自立生活支援センター「ふらっと」がネットワークの中心となり、連絡調整を試みている姿勢はうかがい知ることができた。地方都市には在りがちだが、単一の社会福祉法人が自らの事業ネットワークを形成することにより、ネットワークが機能しているかのように見える典型例である。元来、「父母の会」のような団体しか存在してこなかった地域において、NPO法人による組織活動やネットワークというものを定着させていくことから始める必要があるのではないだろうか。

福祉ネットワークやマンパワーを学生という不安定人的資源に依存してきた部分に問題があり、強固で信頼できるネットワークを築いていこうという意識と単一法人の機能分化が今後の課題ではないだろうか。

(6) 就労や生活するための資金の確保

就労に関して言えば、障害をもつ人たちが一般就労している例は極めて少ない。唯一存在する授産施設においても、身体・知的の相互利用であり、就労という概念に未だ現実味がないとしか言えない。

生活するための資金と言えども、この地域に限定した特別なものはなく、全国レベルのサービスに準じたものでしかない。

3.1.9 沖縄県(旧)平良市(現宮古島市)狩俣地区における分析

(1) 防御可能な生活空間

まず「公助」によるサービスは市街地に集中しており、本地区に「障害者を対象とした公助」にあたるものは存在しない。また、市街地に存在する「公助」を利用している本地区住民も少ないのが現状である。

互助については、本地区は、障害者の生活にかかわらず全ての住民にとって「強力な互助組織としての自治会」によって根底を支えられていると言える。また、その自治会は、本地区の長い歴史や文化の延長線上に位置づけられた特殊な意味合いを持っている。いわば旧来の「村」組織とも言うべき共同体が息づいており、防御可能な生活空間といった視点で言えば、「互助」の仕組みが「安心して住める地域社会」を支えていると同時に「自分らしい生活を構成する」という面を制約あるいは関与しないという側面を持っていると見ることができる。つまり、本地区のスタンダードである限りは、たとえ高齢になり援助が必要な状態になっても少なくとも最低限の安心は失われないが、それから外れる状況に対応しにくいという状況が見られるのである。

その中で、「共助」の萌芽として位置づけられる小規模作業所の立ち上げは、旧来の「若い障害者の生活には特に関与しない本地区の歴史」に新たな1ページを開く可能性を持った取り組みとして注目される。この取り組みは、本地区の「若手の有力者」によって始められたことの影響が大きい。つまり、互助の仕組みあるいは地域そのものを背景とした形で展開しつつあるということであり、主として「自分らしい生活を構成する」という部分について役割が期待されるのである。

さらに、他地域では見られなくなりつつある「自助」の種類として、兄弟による自助の存在を指摘しておきたい。防御可能な生活空間について、特に公助には頼らない雰囲気を作る大きな根拠の1つになっていると考えられるのである。

(2) 外出や余暇のために確保できる資源や時間

本地域では、これまで外出や余暇について「特別なもの」は存在してこなかった。家族による「自助」に頼るか、あるいは地域連体によって地域の行事に違和感なく参加していたというのが実情であろう。ただ、障害をもつ人の生活を見ると、やはり「地域活動の中心」ではなく、これから障害に焦点を当てた社会資源の創出が期待される場所である。

(3) 生活を成り立たせるために必要な知識や技能を確保できる機会や場

何度も述べているように、本地域には、障害を対象とした特別な組織は存在してこなかった。その意味では、障害に焦点を当てた本地域唯一の組織である小規模作業所が、生活に必要な知識や技能を確保できる場としても機能していくことが期待される。また、障害の有無に関わらず、本地域において生活していく時には自治会活動に関与していくことが不可欠であると考えられることから、上記作業所の取り組みが自治会活動を有機的に連携していくことが望ましいと考えられるのである。

(4) 生活を成り立たせるために必要な情報を得ることができる機会や場

本項においても、自治会を中心に展開されている「互助」の仕組みとの連携を前提として、小規模作業所の果たす役割が期待される場所である。

(5) 社会的な組織・ネットワークの存在とアクセス可能性

地域内の組織としては、自治会とそれに関連する組織・団体を軸に、小規模作業所、高齢者デイサービスセンター、小学校といったところである。そのような状況の中で、地域内のネットワークもさることながら、主として小規模作業所が他地域との情報交換や連携を積極的に行いながら、それを背景に、地域内の組織と連携を図っていくことが望まれるのである。

(6) 就労や生活するための資金の確保

就労については、先の小規模作業所による①働く場の確保、②日中の居場所作りの取り組みが始まったばかりである。もちろん賃金の確保を目指す方向性はあるが、生活費の安い地域性、自助機能が残っていることなどから、当事者の中にも「生活のために収入を得ること」に対する必要性や緊迫感は少ないように感じる。ただし、この状況は、現状を維持しながら障害者が収入を得ることができる仕組みを作れば、障害をもついても十分に生活していける可能性があるということであり、この面でも作業所の役割は大きいと思われる。

ここまで、各地域の調査報告を踏まえ、フリードマンの「力の剥奪」モデルを分析枠組みとして各地域における分析を試みてきた。各地域における分析については調査報告および本文で既になされているので改めて詳述しないが、その中で見えてきた主な「論点」を以下に指摘しておきたい。(ただし、順不同で羅列し、番号は整理の都合上付記している)

- ① 高齢者を対象とした「地域力」は充実している地域であっても、それが必ずしも障害者を対象としたものになっていない場合がある。

- ② 気候や地形といった自然環境は「地域力」に少なからず影響を与え、また、その自然環境によって作られた風土もまた「地域力」に大きな影響を与える。
- ③ 地域によって状況は異なるものの「地域力」の形成や維持・発展には、キーになる個人や団体・組織が存在する場合が多い。
- ④ 調査地域間に格差が見られると同時に、同一地域においても例えば「中心部」と「住宅地」の間に格差が見られる場合がある。
- ⑤ 主として（利用者の少ない）小規模地域においては、例えばサービスが「常時」は存在していなくても、何らかの必要が生じれば対応するという潜在的な「地域力」が存在する場合がある。
- ⑥ 項目(6)の就労について、地域によっては「配慮」として存在しているところもあるが、本項の拡大を思考するのであれば、ある程度の普遍化や組織化が必要となる。
- ⑦ 量的な充実もさることながら「地域力」の質的な充実には、障害当事者の参画が非常に有効であると考えられる場合がある。
- ⑧ 自助・互助・共助・公助にはそれぞれに特性があり、また相関関係があり、その相互作用によってそれぞれが増加することもあれば減少することもある。
- ⑨ 各地域によって格差はあるものの、どの地域においても概ね「外出や余暇」については充分とは言えず「地域力」のうち「互助」「共助」の果たすべき役割は大きいと考えられる。

以上、各地域における分析を通じて見えてきた主な「論点」について指摘した。これらを踏まえて、次節においては「地域力」の向上に関する具体的な取り組みを紹介し、また第4章では、さらに障害をもつ人たちのエンパワメントという視点を加え「地域力」に関する考察を深めていきたい。

第2節 「地域力」の維持・増大・活性化に対する具体的方策

--- 広島県三原市の「やっさ祭」を事例として ---

全国9ヵ所におよぶ「地域力」の調査結果を見ても理解できるように、公助・互助・共助・自助がバランスよく機能し、地域力の充実した地域は多く存在しない。地域に潜在化している力を発見し、有効性のあるものにしていくことと、徐々にではあるが顕在化してきている力を押さえ込まず、のびのび伸ばしていくことが重要である。

この節では、障害をもつ人たちやボランティアが「明日に架ける橋チーム」という踊り集団を結成し、広島県三原市の伝統行事である「やっさ祭」に参加したことにより、障害者に優しい街に変容してきている様子を紹介しながら、地域力を向上させる具体的施策を考察していきたい。

3.2.1. 三原市における街おこしと「やっさ祭」の歴史

永禄10年(1567年)、戦国時代の智将とうたわれた、毛利元就の三男小早川隆景が、瀬戸内の水軍を統率するために水、陸、交通の要地である備後の国三原の湾内に浮かぶ小島をつないで海城を築いた。

やっさ踊りは、この築城完成を祝って老若男女を問わず、三味線、太鼓、笛などを打ちならし、祝酒に酔って思い思いの歌を口ずさみながら踊り出たのがはじまりと言われ、それ以来、大衆のなかに祝ごとは「"やっさ"に始まり"やっさ"に終わる」という慣わしになったと伝えられている。

また、その歌詞は、時代とともに移り変わり近郷の地唄、はやり唄なども大きく影響し、歌も身なりも変化し、踊り方も型にとらわれることなく、賑やかにはやしをとり入れて踊るようになり、はやしことばが「やっさ、やっさ」と声をかけられるところから、いつしかこの踊りを「やっさ踊り」と呼ぶようになった。

全盛を極めた明治のはじめ頃は、子供が踊りの先頭で白シャツに白鉢巻姿で、日の丸扇子を両手にもって踊り、その後各組の踊り子が続いた。また、当時の娘たちはみな三味線がひけたもので、毎年うら盆の3日間は、町中を踊りまわり、夜が明けるまで賑わったそうである。(やっさ祭HPから資料収集)

三原城(浮城)が築城されてから440年という年月が経ち、天守閣は焼失して、現在は城跡しか残っていない。この城が物語っているように、「やっさ祭」も440年の間には、形も変わってきているし、衰退していた時期もあった。街の小さな“盆踊り”として細々と踊り続けていた「やっさ祭」は、日本の高度成長期に『帝人株式会社』が三原工場を創業したことで、街が大きく栄え、「帝人通り」という名前の付いた商店街が繁盛して、エネルギーが満ち溢れた時代に、現在の大祭へ向かう原型が形成されることになる。市民等は、毎年8月に開催される「やっさ祭」に向けて、町内会や企業単位で「連(チーム)」を作り、踊りを競うようになった。

しかし、バブル経済が終焉を向かえ、繊維不況が現実性を増してくる中で、三原市のエネルギーも消失するような状況になり、商店街の人通りも少なくなり、市民の気持ちさえも暗く落ち込んでいったと聞いている。

「やっさ祭」が現在の形態になって、平成 17 年に 30 周年を向かえた。不況の時代においては、街から出て行く若者たちも増え、「やっさ踊り」も寂しい時代があったが、三原市は県立大学を誘致し、若者のエネルギーを導入し、商工会議所等も地道な「まちおこし」を継続していく中で、三原市民や近隣市町村民が団結して盛り上がる力を「やっさ祭」という形で表現していると理解している。

3.2.2. 「やっさ祭」における“明日に架ける橋チーム”の意味と意義

三原の「やっさ祭り」において、様々な障害をもつ人たちとボランティアが集まり、踊りの連を結成し、活動を続けているのが「明日に架ける橋チーム」である。

「明日に架ける橋チーム」の始まりは、三原福祉短大（現県立保健福祉大学）ボランティア部の部員たちが、1998 年 1 月、車いすに乗った重度障害者宅に訪問し、「いっしょにやっさ踊りに参加しませんか」と話し掛けたことから始まった。「踊り」とは遠い存在でしかなかった障害をもつ人たちは、自分たちも参加できるという夢をボランティア達と語り合い、多種多様な障害をもつ人たちと、障害のない人たちがいっしょに踊ることができる連（チーム）を結成することになった。

三原福祉短大ボランティア部が中心となり、障害をもつ人たちの小規模作業所を始めとするグループ、団体に連絡を取り、さまざまな反対意見や苦情を乗り越えて「明日に架ける橋チーム」が、1998 年 8 月に結成された。初年度は、「広島頸損ネットワーク（頸椎損傷者の会）」、「あいうえおの会」、「希望作業所」、「さぼてんの会」、「スイミー（障害児者水泳サークル）」、「どれみの会」、「ひまわりの家」、「三原ケアネットワーク」、「三原市障害者の生活保障をすすめる連絡会」、「三原ライオンズクラブ」、「ワークセンター創造」、「広島県立保健福祉短期大学ボランティア部」という障害当事者、福祉関係者、ボランティアなどが集い、総勢 132 名もの大団体を結成しました。

このチーム名は、障害当事者でありながら、この活動の中心であった古跡博美さんの提案で、サイモンとガーファンクルの「生きることに疲れはてみじめな気持ちで／つい涙ぐんでしまう時その涙は僕が乾かしてあげよう」という「明日に架ける橋」から名付けたと聞いている。

連の名付け親である古跡さんは、自分が「やっさ踊り」に参加しようとした時の心情を次の短歌で表現している。

寝たきりの 生き様この世に さらけ出し 明日に架ける 橋を示さん

障害をもつ人たちが車いすで参加すると「危険である」とか、知的障害をもつ人たちに「踊りは無理だ」というような誹謗中傷が飛び交う中で、大きな連を作って参加したことはたいへん大きな意義があった。この年に「明日に架ける橋チーム」は、踊り部門で『新人賞』を獲得し、名実共に「やっさ祭」の一員として認知されたことになる。

当初は、学生主体の委員会が運営されており、それに伴うたいへん多くの課題が山積んでいた。地域のおとなたちが、学生を自分たちに都合が良いように使ってしまうことが多いと多くあり、彼らも困惑して、上手に機能しなくなってきたし、実際に疲弊してしまっていたことも事実であった。そこで登場してくるのが、地元で福祉活動や文化・商業に携わっていた良識ある大人たちであった。

大学生がやっさ祭への参加を立ち上げたことは、「明日に架ける橋チーム」が結成される重要な要素の一つであった。そして、もう一つは、大学の教員たちや福祉および看護の専門職がボランティアグループを結成している「みはらケアネットワーク」の存在を忘れてはならない。そのグループが持つ発言力は、三原市社会福祉協議会や三原市担当課に対しても大きい影響力を持ち、ボランティアセンターを設置して、ボランティア・コーディネーターを配置したことも、「明日に架ける橋チーム」の活動を継続させている重要な要素であることを認識しておく必要がある。学生中心で不安定であった組織が、このような動きを起点として、初期の主導的な集団を形成したと考えられる。以後、主導的集団については複数の集団ができあがり、現在に至っている。

学生が中心であった時と比較して、特に大きく変わったのは、ボランティアと社会福祉協議会の関係であった。三原の街に従来から存在した「慈善と奉仕」というボランティア観を変化させるには、多くの時間と労力を必要とした。また、社会福祉協議会のボランティアセンターによる「ボランティア管理」という考え方を定着させ、その手法を導入していくには多くの苦労があったようである。しかし、阪神淡路大震災の救援活動における西宮市と神戸市が実施したボランティア対応の事例を参考にして、実践活動が定着したと言える。

また、「明日に架ける橋チーム」に関係するボランティアが自分たちで研修を企画・実行し、ボランティア・アドバイザーとして自立運営し、社会福祉協議会のセンターから独立することができた点が最も大きな出来事であり、大きな転換点だったと言える。このような事柄の積み重ねが、現在の『人にやさしい祭り委員会』という実行組織につながっていると考えられる。

3.2.3. 「地域力」の増大や強化に果たしてきた「やっさ祭」の役割と機能

従来、カリスマ的人物が存在しない三原市や尾道市では、介護保険制度にあたっての御調（みつぎ）町（現在は尾道市）に見られるように、トップダウン方式でのアプローチは不可能であった。したがって、ボトムアップ的な手法を使わざるを得ないと考えながらも、具体的手立てに苦慮していたところ、障害をもつ市民に対するニーズ調査からプラン作成までの全てを手作りで成し遂げる「三原市第2次障害者長期行動計画」の作成が現実のものとなり、『人にやさしい祭り委員会』の主要メンバーが関与することもできた。数値によって、市民の意見を行政施策に反映させるという機会に恵まれたことも、障害者福祉を中心とした「地域力」を増大させていく出発点の一つになっていたように感じた。

「やっさ祭」は、わずか3日間で終わってしまう。「残りの362日を、どのようにしていくのか」を考えることが、大きな課題になってきていると主要メンバーは語り初めている。「やっさ祭」が終わると、近隣の障害をもつ人たちは、三原への転居を真剣に考えるという意見も聞かれている。30周年記念の「やっさ踊り」において「明日に架ける橋チーム」は、200名を越える大集団を結成し、30周年記念審査員特別賞を受賞して、大きな存在感を示した。

三原市福祉のまちづくり推進協議会（旧 三原市障害者児福祉推進協議会）は、『人にやさしい祭り委員会』を「福祉の町づくり」の部会に位置付けたことにより、「さらなるパワーアップを図ることになった」と、ボランティア連絡協議会の会長である盛谷氏は語り、ま

ちおこしにもなり、住民同士が助け合うことのできる“安心して暮らせる街”を実現させていく牽引車となったのである。

三原市では、やっさ祭が終わった後、街全体が障害をもつ人たちに優しくなるという話題を耳にしたことがある。障害をもつ人たちやボランティアの踊る姿を見て、地域力の構成要素である「共助」が増大したと考えられる。画期的な学生の活動として始まった「明日に架ける橋チーム」の動きが、住民や行政に大きなインパクトを与え、地域力を増大させていく小さな核（コア）を生み出した。

しかしながら、学生を中心とした不安定な核は、大きな外圧によって破裂し崩壊する危機的状況に向かえることになる。その時、危機的状況にあった組織体に対して誰も援助の手を差し伸べなかつたら、現在の発展はなかつたと考えられる。通例では考えられなかつた学生の提案に対して、賛否両論がある中で、地域力の発展という観点を持ちながら、新しい目を育ててきたボランティアの人たちは、重要な存在だったと言える。

前章の調査対象地区でも取り上げた善通寺市と三原市は、学生を中心とした「共助」の出現から始まったことを含め、共通点が多い地域であると認識している。しかし、地域力という観点で見たときには、学生が生み出した「共助」の芽に暖かい栄養素を与えたか、放置してしまったかの違いがあり、栄養を与えられた芽は育ち、花が咲き、実を結ぼうとしている。三原市における「やっさ祭」が果たしてきた役割としては、住民の意識改革とボランティアの活性化が大きく目立ってはいるが、地域社会に出現してくる「共助」の小さな核を暖かく受け止め、育てることができる環境を作ってきたことが大きいと言えるのではないだろうか。

本節を執筆するにあたり、「やっさ祭」や「明日に架ける橋チーム」に関する情報や資料を提供してくださり、重要なアドバイスもくださった三原市にある清浄山眞観寺の住職である 鑑本 智昭 氏に心からの御礼を申し上げたい。

第4章 「地域力」の増大・充実と障害をもつ人たちのエンパワメント

第1節 エンパワメントの概念から見る「地域力」の構成要素

— エンパワメントの3類型と「地域力」との相関関係を中心に —

本章においては、これまで示してきた調査研究の成果に基づき、障害をもつ人たちの自立生活を考える上で欠くことの出来ないキー概念の1つであるエンパワメントについて、本研究のテーマである「地域力」とどのような相関関係にあるのかを考察していく。まず第1節では、ICFに位置づけられた環境因子という視点を十分に意識しながら、エンパワメントの概念から見る「地域力」の構成要素について考察していきたい。ただし、先の調査における各地域の状況ないし個別事例を拾うことは次節に譲り、本節では、概念としてのエンパワメントと地域力の関係を中心に整理していく。尚、エンパワメントの定義およびその類型等については、先に我々が実施した「障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく具体的な地域生活支援技術に関する研究」(平成16年度「厚生労働科学研究」)の成果を使用する。

◇エンパワメントの定義

「エンパワメント」とは、同様の生活環境にある一般的状況と比較してパワレス状況にある者が、政治・経済・社会的場面等における一般水準の獲得を試みた時に、本人の意向にそって、個々が有する能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境の調整という方法を用いて、そのパワレス状況を改善していく諸過程である。

「障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく具体的な地域生活支援技術に関する研究」報告書
(平成16年度「厚生労働科学研究」)

本節では、主として、エンパワメントの3類型すなわち①個人因子強化モデル、②環境因子強化モデル、③相互関係強化モデルと「地域力」の接点、つまり、エンパワメントの3類型がそれぞれ強化される際に必要ないしポイントとなる地域資源の様相について整理していきたい。ここでは3類型の内容について詳述しないが、3類型ともICFの概念を基本としており、概ね①は、環境は変わらずに「その人」個人が力を付け個人因子が強化されることで環境との接点が増大するモデル、②は、個人は変わらずに物理的環境や人的環境・社会資源などの環境因子が強化されることで個人との接点が増大するモデル、③は、個人・環境ともに強化はされないが主として「調整」によって個人と環境との接点が増大、またその進化した形として個人・環境ともに強化されながら並行して調整が進むことによって接点が増大するモデルである。

(1) 個人因子強化モデルと「地域力」

まず、個人因子強化モデルについて、地域力の構成要素すなわち「自助」「互助」「共助」「公助」が個人因子の強化つまり「個人がパワーをもつ」というベクトル(方向性とエネルギーおよびプ

ロセス) とどのような相関関係にあるのかを考えてみたい。

第一に「自助」についてであるが、本研究 1. 2. 3. 「地域力の主体」において規定している通り「自助」とは自分自身の努力および血縁に基づき個人的に提供される援助となる。ここで、自分自身の努力については個人因子が強化されることの所産であると考えれば、エンパワメントとの相関関係に関して、両親・兄弟を中心とした血縁関係による援助の状況が個人因子の強化というベクトルとの間で主たる問題となろう。一方、先のエンパワメントに関する研究において個人因子が強化される分岐点として挙げられているのは、他者との出会い・プログラムへの参加・トラブルからの学び・一人暮らし等といった項目である。そして、これらはどれも「血縁関係の外側」で生じる可能性の高いものであり、その意味では、個人因子強化モデルと「自助」との相関関係において「自助」が「抱え込み」とならずむしろ本人がパワーを付けていくための「後方支援」という要素を含んでいるか否かが焦点になると考えられる。そして、逆にもしも「自助」が本人の生活・人生における分岐点について「チャンスを阻む方向」に作用しているのであれば、個人因子強化モデルにおけるパワレス状況の要因になる危険性を含んでいると言えるのである。

次に「互助」および「共助」についてであるが、この両者は、情報や場面・プログラムの提供あるいは地域自立等まつわる諸支援の枠組みとしては大差がないと思われる。つまり、例えば「他者との出会いの場」を提供する主体が「互助」であれ「共助」であれ、結果として個人因子を強化する要因として同様に機能する可能性があるということである。ただし、その両者については、一般的に前者は「地域の利益」や「地域の意向」が反映ないし優先されやすく、後者は、特に障害者支援については、複数の当事者にある程度共通するテーマで接点をもつ傾向が強いと言える。すなわち、障害に関する理解や配慮を基盤として、個人因子が強化される分岐点が有効に提供されている限り両者にさほど差異は見られないが、「互助」には、たまたま「障害者」がターゲットにならない場合などには、互助機能が強ければ強いほど、障害をもつ人のパワレス状況は他の地域住民と相対して強調されてしまう危険性がある。この点について「共助」の場合は、例えば障害者支援に関する共通のミッションがあるなど、その危険性は「互助」に比較して少ないと考えられる。しかしながら、いずれにしても「互助」「共助」によって提供される「支援」の内容について、例えば当事者が参画するなど、方向性やターゲットを決定する際に当事者の意見が反映されるか否かは大きなポイントとなるかもしれない。

また「公助」について個人因子の強化との関係を考えると、それが普通学校であれ養護学校であれ、学齢期における小・中・高等学校の果たすべき役割は非常に大きいと考えられる。学校は、学業を修める場であると同時に、子どもにとっては「社会」そのものであり、卒業後に自立生活を営むためのまさに「力」を身につける場だからである。つまり、「学校」には、障害をもつ子どもが障害をもちながら社会の中で生きていくことを想定し、その「力」を身につけることができるような環境・プログラム・機会の提供が求められているのである。また、特に障害児の場合、学校だけで「力」を身につけるのは難しいといった指摘のある中では、地域で生活しながら個人因子を強化していく仕組みが必要というのも現実であろう。平成 18 年 4 月より施行される『障害者自立支援法』においては主として「訓練等給付」として個人因子を強化する支援の枠組みが示されているが、個人因子強化モデルと「公助」の観点からも、理念に沿った支援の遂行と実質的な内容の充実が求められるのである。

(2) 環境因子強化モデルと「地域力」

ICFにおける「環境因子」として想定される内容が障害をもつ個人を取り巻く環境であることを考えれば、環境因子強化モデルと「地域力」には最も大きな相関関係があると考えられる。「自助」にしろ「互助」「共助」「公助」にしろ、例えば同じレベルの機能障害をもつ人であっても、その人を取り巻くものの量・質によって社会生活の様態は異なるというのがICFにおける「環境因子」の示すところだからである。

まず「自助」についてであるが、これも本節(1)で指摘したように「自助」が環境因子の拡大を阻む方向を向いていないかが焦点となろう。自助の主体が本人であれ家族であれ、環境因子のうち主として人的環境やシステムなどの広がり積極的に受け入れるか、あるいは少なくとも実態として拒否する方向を向いていないということが、特に「地域力」の充実が環境因子の強化とが有効に結びついていくためのポイントとなる。つまり、逆に、例えば学齢期の障害児にいつも母親が付き添っていることにより他児が近づきにくいといった状況、あるいは障害者本人ではなく家人と関係が上手くいかずボランティアが遠ざかってしまうのなど「自助」の影響によって環境との接点を持ちにくくなるといった状況は、当該障害児や障害者のパワレス状況を助長しかねないと考えられるのである。また、家族等による「自助」も本人を取り巻く環境因子の1つととらえるとき、環境因子同士の相互作用といった重要なテーマが示唆されるのである。

次に「互助」および「共助」と環境因子強化モデルとの相関関係を考えるとき、環境因子の量的な部分もさることながら、主としてその質的な部分が論点となろう。環境因子強化モデルの進行段階において、少なくとも理論的には、環境因子の量は多いほど望ましいと考えることが出来るからである。そこで「互助」および「共助」の質的な違いに焦点を当ててみれば、先にも指摘したが、再現可能性・安定した資源提供・連続的な質と量の確保といった点で「互助」には不確定要素、すなわち、例えば「ある障害児」を想定した時に、その子が互助の中心的な担い手であった家庭に生まれたか否か、いつも互助の対象となるか否か、その地域で次に生まれる障害児にも量的質的に同じだけの支援が提供されるか否かといった点で「ムラ」が生じる可能性がある。それは、互助が、地縁によって生じる「思い」や「地域の意思」、現実的には主として「互助の主体の意思」に基づくからである。その点、「共助」にはその特性上「ムラ」は生じにくい。ただし、だからといって「互助」が「共助」に比して劣っているということではなく、互助には、その「思い」が形になることや膨らむことに制限を受けにくいというメリットがある。つまり、例えば「単純な善意の表現」といったものが環境因子を強化する大きな力となることはあり得るし、また逆に「専門性」その他によってそれを否定してしまうことで「地域力」が失われ、環境因子を縮小し、結果、パワレス状況を維持ないし助長することは避けなければならない。

そして、同様に「公助」は量的にも質的にも充実しているほうが良いが、「地域力」という観点、特に環境因子強化モデルとの相関関係で言えば、例えば「公助が増えたので、住民が安心してしまい互助が減ってしまった」といった状況は好ましくない。つまり、もともと「互助」ないし「共助」が担っていた部分を維持しながら「公助」が拡大して、はじめて環境因子は量的に強化されるということである。そういった意味では、「地域力」の構成要素に関する分析に基づき、「自助」も含め「互助」「共助」「公助」の質的差異、それも他のものでは取って代わることのできないプラスの差異を尊重することが求められるのである。

(3) 相互関係強化モデルと「地域力」

最後にエンパワメントの相互関係強化モデルと「地域力」の関係について考えてみたい。先にも述べたように、相互関係強化モデルには、個人も環境も強化されないが主として調整によってその接点が増大する様相と、個人も環境も強化されながらそこに調整が働くことによってさらに接点が増大する様相が想定される。すなわち、特に後者については、既に述べてきた2類型に見られる論点が存在するのであるが、ここでは、主として相互関係強化モデルの特徴である「調整」ないし「接近」に焦点を当て、「地域力」との相関関係を整理していきたい。ただし、一旦「調整」ないし「接近」に焦点を当てると、環境について「地域力」の持つ新たな側面が鮮明に見えてくることになる。それは、「地域力」には「自助」にしる「互助」「共助」「公助」にしる、ここまで「地域力」をそのように位置づけて論じてきたようにそれ自体が環境の構成因子となり「接近」の一方となりうるという側面のほかに、その他の環境因子について「調整」の担い手になりうるという側面である。つまり、例えば、自治会はそれ自体が環境因子になると同時に、自治会の紹介で「施設」のサービスを知ったといったことが起こりうるのである。

まず「自助」との関係であるが、本人ないし家族すなわち「自助」の主体が「調整」をどの程度必要とするか、あるいは受け入れるかが焦点となると考えられる。つまり、自助が失われずに環境との接点を増大していくためには、その前提として、環境に関する十分な情報提供と、環境にアクセスしてみようという気持ちになるような仕組みが不可欠ということである。そして、それらを提供することもまた「互助」「共助」「公助」の重要な役割となるのである。さらに、ここでも家族等による「自助」も環境因子の1つであり「調整」の主体になりうると思えば、家族等が環境とのアクセスをどうとらえているかは重要な論点となる。

次に「互助」についてであるが、まず「互助」自体が環境因子となる場合には、先にも指摘した互助の特徴によって、その「接近」についても連続的な質と量の確保といった点などで「ムラ」が生じる反面で「思い」や「善意」は制限を受けにくいというメリット・デメリット両面の可能性を持っていると考えられる。また、「互助」が「調整」の主体となる場合には、その身近さや地域に自然に存在するという在りようによって、例えば生活のあらゆる場面で「共助」や「公助」に関する情報の伝達媒体となる、あるいは「本人」を良く知っている（例えば子どもの頃から等）者として「共助」との関係を仲介するといった面で有効に機能する可能性を持っていると考えることができるのである。ただし、これには障害当事者と「互助」とが普段から関係性を持っていることが前提となる。つまり、障害当事者が「互助」と普段から密接な関係を持っていれば、相互関係強化モデルにおいて「互助」は、もっとも身近で「調整」の主体となりうる可能性を持っていると考えることができるのである。

また「共助」については、その理念や方針・活動内容の中に「障害当事者と積極的に接点を持って行く」というベクトルを持っているか否かが焦点となると考えられる。それは、「共助」自体が環境因子となる場合あるいは「調整」の主体となる場合の両面において、もともと障害当事者と身近な地域を基盤として生じる「互助」に比較して、ともすれば「共助」は少し距離のあるものとして位置づけられる可能性があるからである。つまり、特に例えば先の「情報提供」について言えば、「共助」を積極的に活用しようとする接近してくる障害当事者には有効な伝達媒体となり得るが、自ら積極的な接点を持とうとしない、あるいはI型「個人因子が強化されていない」といった状態にあり接点を持つことができない障害当事者にとっては、存在していないのと同様の状

況となってしまうかねない。また、「互助」に比較して「共助」にある程度の公共性が求められるのであれば、その方向性や在り方に「当事者と接点を持っていこう」といったベクトルや、先にも指摘した「当事者の参画」などが少なからず求められると考えられるのである。

そして、さらに公共性が求められる「公助」については、障害当事者へのアプローチについて、より一層の積極性が必要であると考えられる。「地域力」の中で「公助」が「自助」や「互助」「共助」と最も違う点の1つは、障害のある人の生活について「最低限の保障」を担う責任を有している点である。そして、そこには当然「環境とのアクセス」も含まれている。現状のように「公助」では最低限しか保障しないといた状況において、相互関係強化モデルで焦点を当てているように「調整」についてパワレス状況にある障害当事者を想定するとき、最低限の生活を確保するために「環境とのアクセス」に関するパワレス状況を解消する、すなわち環境因子との「接近」や「調整」に係る「公助」の役割や責任は非常に大きいと考えられる。つまり、少なくとも相互関係強化モデルを想定したとき、例えば「公助」に当たる社会資源について、それが直接サービスを提供する種類であっても「調整」や相談を提供する種類であっても、もし「当事者からのアプローチがあれば受けるが、こちらからは積極的にアプローチはしない」というスタンスを取るのであれば、それは「公助の怠慢」以外の何ものでもないと考えられるのである。

以上、本節では、主として、エンパワメントの3類型すなわち①個人因子強化モデル、②環境因子強化モデル、③相互関係強化モデルと「地域力」の接点、つまり、エンパワメントの3類型がそれぞれ強化される際に必要ないしポイントとなる地域資源の様相について整理してきた。本文で何度か触れたように「自助」「互助」「共助」「公助」にはそれぞれ特性や役割、メリットやデメリットがあると考えられる。また、障害のある人の生活支援が決して潤沢ではない現状において、エンパワメントの視点から見たとき、例えば「環境因子の強化により個人因子が縮小した」あるいは「個人因子の強化により（もう不要と考えられて）環境因子が縮小した」といった状況は好ましくない。「障害のない人に比較しても障害のある人は決してパワレスではない」という社会が実現するためには、「地域力」の各要素が連携しながら有機的かつ発展的に機能していくことが求められているのである。

第2節 調査地域の各事例に見る「地域力」の状況

―― 地域力を充実させていくものとは何か ――

本研究で取り上げた事例は、各々の地域において障害当事者やその家族がどのように生活を送っているか、そして彼らの生活を支える地域の体制はどのような状況にあるかといった点を主眼に調査したものである。そのため、一人ひとりのエンパワメント状況や過程を詳細に調べたものではないため、事例毎にエンパワメントの類型を分析するには無理があるといわざるを得ない。

しかし、それぞれの事例からある程度特徴を読み取ることが可能であると考え、第1章第2節の2で示す、フリードマンの「力の剥奪」モデルを参考とした、障害者が地域生活を営んでいくための6つの基盤（地域力を構成する資源）に沿って、事例で語られているエピソードをそれぞれの基盤ごとに分類し、地域力を充実させるポイントとなるものがどのようなものであるかという考察を試みた。

取り上げた事例は、表1のとおりであり。それぞれの事例内容は第2章を参照されたい。

表1 取り上げた事例

NO	地域	氏名	機能障害	地域の規模区分
1	旭川市	Aくん	身体障害者	中堅都市
2	郡山市	Aさん	身体障害者	
3	郡山市	Cさん	知的障害者	
4	渋谷区	cさん	知的障害者	大都市
5	渋谷区	bさん	知的障害者	
6	和和泉村	Bさん	知的障害者	小規模地域
7	和和泉村	A君	知的障害児	
8	十津川村	K君	知的障害児	小規模地域
9	尾道市	Aさん	精神障害者	中堅都市
10	尾道市	K氏	身体障害者	
11	善通寺市	Kさん	身体障害者	小都市
12	狩俣地区	Tさん	身体障害者	小規模地域
13	狩俣地区	Sさん	身体障害者	
14	狩俣地区	Mさん	知的障害者	

表2は、各事例と障害者が地域を営んでいくための6つの基盤との関係を簡潔に示したものである。表中の「関係性」とは取り上げた事例で6つの基盤との関係性を表す記述があった場合に印がついている。「課題や要望」とは「関係性」の有無に関わらず、各事例の中に課題や要望と解釈できる記述があれば印をつけたものである。

以下にそれぞれの基盤との関係性における特徴を述べる。

表2 各事例と障害者が地域生活を営んでいくための6つの基盤の関係

	防御可能な生活空間		外出や余暇のために確保できる資源や時間		生活を成り立たせるために必要な知識や技能を確保できる機会や場		生活を成り立たせるために必要な情報をえることができる機会や場		社会的な組織・ネットワークの存在とアクセス可能性		就労や生活するための資金の確保			
	関係性	課題や要望	関係性	課題や要望	関係性	課題や要望	関係性	課題や要望	関係性	課題や要望	関係性	課題や要望		
1	旭川市	A君	○	◎	○	○	○	○	○	○		○		
2	郡山市	Aさん	◎	◎	△	○			○		○			
3	郡山市	Cさん	△	◎					○		○			
4	渋谷区	cさん	○	○	○	○	○			◎	○		○	
5	渋谷区	bさん	○		◎		○		○		○		○	
6	和泉村	Bさん	△		○		○						○	
7	和泉村	A君	○		○		○		○		○			
8	十津川村	K君	○		○		○		○		○			
9	尾道市	Aさん	◎								○			
10	尾道市	K氏	◎		○		◎		◎		○			
11	善通寺市	Kさん	△		△	○	△				○	○		
12	狩俣地区	Tさん	○	○		◎						○		
13	狩俣地区	Sさん	○	○	○							○		
14	狩俣地区	Mさん	△	○							△	○		○

※ ◎…顕著にあり ○…あり △…僅かにあり 空欄…無し又は不明

2. 1 「防御可能な生活空間」との関係

この基盤の構成要素は安心した生活を営むために必要な基盤として2つに分けられる。ひとつは、居宅介護に代表される在宅ケアサービスであり、今ひとつは、近隣との関係である。

先ず、居宅介護では事例4、5、6、14の比較的行動力のある知的障害者を除く事例で利用している状況がみられる。地域で生活を続けるに当たり、この基盤が重要であることがわかる。

それ故、課題も出てくるが、事例2郡山市のAさんの場合、複数の業者が1日に何回か出入りするため、その都度緊張を強いられているといった課題がある。

次に近隣との関係という点においては、事例2、3、12、13、14であまり関係性がないか孤立している状況が見られた。つまり、公共サービスである居宅介護は必要に応じ受けられる環境が地域の規模を問わず、ある程度可能となっているが、近隣との関係はケースにより異なることがわかる。

事例1旭川市のA君、事例7和泉村のA君、事例8十津川村のK君、事例11善通寺市のKさんに見られるように、近隣の住民の中で障害児(者)を見守る体制がある程度存在している。このような互助の仕組みは、当事者の父母が地域の一員として認められていることに起因すると思われる。

反対に都市部と違い、小規模で地域の互助による資源があると思われる、狩俣地区の事例12、13、14において、成人の障害者が近隣の住民との間に接点があまり見られず、家族と暮らしている場合であっても、互助による支援はあまり見られない。

地域の一員として認められている親がいる障害児と、地域で一人暮らしあるいはそれに似た生活を送っている障害者との差が互助を生かせるか否かの違いとなっている。

言い換えるならば、誰か地域で認められている人によってサポートされているか否かが、近隣の人々に違和感を与えず、自然と支援する意識が醸造されているといえる。この点、郡山市の場合で見ても、事例 3 が比較的互助による恩恵を受けていない理由として、地域で受け入れられている支援者と同居、若しくは隣近所に本人たちのことを積極的に代弁する人がいないためではないかと推察できる。

狩俣地区の事例 13 の S さんは、「地域と関わってこなかった自分、地域のために何もしていない自分には何もいえないと感じている。」地域に認められていないと思うことが、関係性を持つことに自信をなくしていることがわかる。さらに、「自分は、地域と関わることを「怖い」と感じており、その理由を尋ねると、障害がある自分はどうしても自分中心の態度で地域の人たちと関わってしまうのではないかと感じているからだ」という言葉が、代弁する人の必要性を物語っている。

また尾道市の事例 9、A さんは受障前に地域の一員として地域内で関係性を保っていたため、A さんが受障した時には地域内の人々が支援の手を差し伸べている。ただし、狩俣地区の事例 12、T さんに見られるように、本人が主観的に過度な見守りと感じてしまう場合もある。

2. 2 「外出や余暇のために確保できる資源や時間」との関係

外出については、事例 4、5、6 のように、身体機能上移動に制限のないか少ないと思われる知的障害の方において外出が多いことがわかる。知的障害児である事例 7、8 では、単独か付き添いにより、学校や保育園に通っており、外出が日常的にある。また、表上では空欄となっている同じ知的障害者、事例 3 の場合では買い物等、事例 14 の場合では畑仕事と、必要最小限の外出はしている。つまり、本研究の知的障害の方の外出は、地図の理解など一部課題があるものの自力での外出ができていたといえる。

これら知的障害の方たちにこの基盤での課題があるとすれば、余暇としての外出に偏りが見られることである。先ず、事例 3、14 においては、記述の中にこれといった余暇や趣味が見当たらない。そのため、外出の機会も必要最低限になっていると考えられる。さらにこの二人の場合、近隣との関係もあまり親密ではない状況であり、防御可能な生活空間との関係性に課題があることがうかがわれる。

渋谷区の事例 4、5 では、かなり活発な外出が見られるが、その中身を見ると作業所などに通う以外に知的障害者をサポートするサークルなどへの参加や同じ障害友達と街に遊びに行くというものであり、同じ地域に住む同年代の健常者や他の障害をもつ者との外出や一般の趣味サークルなどへの参加は見られないという偏りがある。

外出や余暇のために確保される資源や時間という基盤と地域住民との関係には、人が自己実現や社会参加を果たすことにひとつの意味を有している。障害者が障害者同士との関係においてのみ外出や余暇が成り立っているということが、十分自己実現や社会参加を果たしているといえるか否かは即答しづらい命題である。当然どんな意味であろうと外出できればよいとするむきもある。特に外出に制限が多い人になればなるほどそういうことは言えるのであり、一概にこのような外出を否定的に見ることはできない。しかし、相対的に何らかの支援があれば外出可能で、健常者を含め自己の障害とは違う状況にある人と余暇を共有できるのであれば、その人の生活には広がりができるということも考えられるのである。こういった論点で見た場合、事例 1 旭川市の A 君がガイドヘルパーと週末に買い物へ出かけるといったエピソードは、まず親と離れた時間を持つこと、街で買物をすると行った行為の定着と、その地域と A 君の関係を育むといった、エンパワメントを高めるものであり、外出するという行為の重要性を語っている。支援費制度が始

まって以来、全国で障害児の居宅介護特に移動介護の利用実績が伸びているという指摘がある。本研究においても各地で障害児の支援費利用が伸びている理由として、A 君と同じような利用実態があるものと考えられる。

事例 11 善通寺市の K さんの場合は、かなり特殊な状況にある。四国学院大学の学生ボランティアは、サービスの主体で考えると共助である。この事例においては、公助による移動支援をほとんど受けていない。善通寺市のサービスとして、この点に課題があるようである。共助を主体とするサービス資源の場合、公助の資源と比較してその安定性や継続性が弱い。まして、学生ボランティアという卒業により、資源ではなくってしまうものであり、どのようにこの弱点を補うかが課題となる。地域力を高めるためには、その地域のさまざまな主体の参加が必要であり、学生のこのような取り組みは必要であるが、これのみでは十分地域の中で有機的、効率的に機能しない。今回の事例で読み取れるように、学生ボランティアのみで全てを賄うことはできないのであり、その根幹部分のサービスをどのように整備するのかという点が問われるところである。

知的障害以外の事例についてであるが、先ず、事例 2 郡山市の A さんの場合、身体機能上の制限が強く、外出には相当の困難が生じている。そのため A さんの外出機会は、数ヶ月に 1 度の通院と週 1 回のデイサービスに行く程度である。その他余暇との関係では、図書館の郵送サービスを受けているというエピソードが聞き取れた程度である。しかし、A さんは、「スポーツをしたい」という思いを持っている。ただし、「車いすを利用したスポーツはやりたくない」との限定付であるため、身体機能の制限状況から、支援者も具体的な場の提供ができず、苦慮している。

郡山市は、相談支援体制が共助から発生し、制度的変遷の中で公助にまで発展した地域である。またその核となる「あいえるの会」では、ILP プログラム等も展開している。しかし、第 2 章第 2 節で紹介した 3 事例すべてにおいて、これらのプログラムへの参加が見られない。それぞれのニーズに応じたプログラムを各種そろえることには物理的な困難を伴うものであるが、このような思いを受け止め、将来的にプログラムに広がりを持つようになれば、状況はドラスティックに変わっていくかもしれない。

事例 10 尾道市の K 氏の場合、必要な通院の帰りに商店街にある「サロン」（地区社協、町内会、住民の自主的なグループ活動が行う地域住民を支える活動であり、対象はそれを必要とする住民すべて。高齢者支援が数的には多い。市の単独一部補助がある。）に必ず立ち寄っている。この状況を見る限り、外出する資源や時間についてはある程度確保されていると考えられる。また、余暇とは言いきれないが、この「サロン」という空間の利用が興味深い。前述のように知的障害者の事例において、当事者同士の活動が中心であり、自己完結型の閉じたものとなっていたことに対し、この事例では、地域住民との関係性を築く環境を持っていることで活動に広がりがある。つまり、自己実現や社会参加ということに関して、より多くのシーズを手にすることができていると考えられるのである。また、K 氏が関係する「サロン」は元々商店街にあった店舗を利用しているため、商店街の中に自然と溶け込み、周囲とあまり違和感無く、誰でも気軽に立ち寄れる雰囲気を持っている。特別な場所ではなく、さりげなく気軽に誰でもものぞきに來れるような場の設定がこういった活動ではポイントになるであろう。残念ながら、尾道市全体としてこの「サロン」活動はまだ十分機能していないようであるが、こういった活動に当事者が参加し、この活動の発展に主体的に関わるようになると本人のエンパワメントも進んでいくことになるのかもしれない。

事例 12 狩俣地区の T さんの場合、身体機能上の制限が強くほとんど外出をしていない。近隣との関係も過干渉気味でストレスとなっている等、ネガティブな生活である。他の基盤との関係も事例報告上は殆ど読み取れない。T さんが抱える障害が疾病に起因するものであり、その症状の変化が T さんの気持ちや生活にまでマイナスの影響を及ぼしていることも推測される。小規模

な地域で住民が過干渉気味という点に関しては T さんの受け止め方次第であるということも考えられるが、他の狩俣地区の事例でも明らかのように、外出を促す魅力的な活動がこの地域で見られないことにも一因があると考えられる。また同じ狩俣地区の事例 13、S さんの場合、外出は自力でしているようであり、写真という趣味持ち、外出と余暇が関連しながら生活の一部となっている。課題となるのは、外出にしても趣味の写真にしても、他者との関連が薄く、一人で行っている点であり、社会参加という視点で見た場合に課題となるところである。

2. 3 「生活を成り立たせるために必要な知識や技能を確保できる機会や場」との関係

事例 3、4 渋谷区の c さん、b さんは青年教室などを利用している。渋谷区は公的なサービスが少ないと報告されているが、知的障害者の社会参加に関してはそれなりに場の提供がされている。これは前述のとおり、地域的には閉じた場であるが、必要な場であることも事実である。特に障害の特性に基づく配慮が考慮しやすいこのような場の存在はストレスを高めるために有効な手段ある。地域全体で考えた場合は、これをどのように開いた場にしていくかが今後の課題と思われる。

事例 1 (18 才)、7、8 は児童であり、保育所や学校が基盤となっている。この基盤における障害者の課題として、成長の過程で就学期までは基盤が整っていることに対し、卒業後における基盤の未整備があげられる。特に知的障害をもつ人にとって、社会で生活を続けるための力を養うには、養護学校高等部を含めた就学期間では足りないという指摘がある。如何に卒業後から成人期を繋ぎ、知識や技能を確保させるかが課題なのである。この点、渋谷区の場合は、事例が示すとおり整っていると考えられるが、事例 7、8 の和泉村や十津川村といった小規模な地域ではどうか今回の調査でははっきりしない。同じ小規模な地域である狩俣地区の事例 14、M さん事例で見られるように、ここには青年学級のような基盤の整備はされていない。また、事例 2 郡山の C さんの場合、渋谷区と同じような基盤があるにもかかわらず、関係を持っていない。これは、長年郡山を離れていたことによる影響が少なからずあるものと考えられる。

事例 5、和泉村の B さんの場合は、就労に関しジョブコーチを受けており、これが B さんにとってのこの基盤という整理をしている。わが国の障害者に対するジョブコーチに代表される支援付き雇用は、近年公的サービスとして整備され、試行の段階から実践の段階に移ったばかりである。また、「障害者自立支援法」において重要なテーマのひとつであり、今後の実践と発展に期待が寄せられているところである。

事例 9 尾道市の K 氏の場合は、他の事例と異なり、尾道市以外に存在する基盤との関係において知識などを得ているところが大きい。これは障害種別で見ると特に身体障害や難病患者等のいわゆる当事者運動の中によく読み取れるものである。地域全体としてはマイノリティーである障害者が、同じ障害をもつ仲間どうして地域を越え繋がりあい、悩みや課題、そして生きるための情報を交換し合う、こういった広域的な共助はわが国においても発展してきているものである。裏を返せば、ニーズを満たしえる情報や資源のすべてを身近な地域だけで得ることが困難であるからということになる。TPO を考えるならば、このような広域的な共助は今後も必要である。

2. 4 「生活を成り立たせるために必要な情報を得ることができる機会や場」との関係

本研究で事例としてピックアップした人々は、地域支援に関わる本研究の協力者から紹介された人々である。本研究の協力者はそれらの人々の何らかの支援者であり、各事例の方々にとっては、それらの人々が必要な情報を得る機会となるはずである。つまり、客観的にはすべての事例

においてこの資源は存在し、ご自身が望めば情報を得ることができるものであるが、事例の当事者から見た場合、ご自身にとってそのような場になっていると認識しているかどうかポイントとなる。この点、一般に地域で生活する障害者とは基本的に異なることを前提として、他に情報を得る場があるのか否かという点で考察してみたい。

先ず、支援費など公的サービスを受けるためには、市町村の窓口へ行けば情報を得ることができ、地域で暮らす障害者にとって、一般的には市町村の窓口が資源となるはずである。今回の14事例でも支援費などの公的サービスを受けている事例は9事例あり、これらの事例では市町村が必要な情報を得る場になっていると思われるが若干の相違点がある。

事例1では、旭川市という施設入所支援中心から、やっと地域支援の芽が育ち始めた地域という特性もあり、市町村自身の相談機能よりも、サービス事業者である「ナビ」が中心となりつつある。

エンパワメントのI型モデル（注1）が際立つ事例10尾道市のK氏の場合には、頸髄損傷者ネットワークであったり、ご自身が主体的に関わる「サロン」であったり、さらにはこれもお自身が関わっているボランティア協議会などがあげられる。K氏の場合、報告された事例を見る限り、セルフケアマネジメントも可能な方と考えられ、自ら必要な情報を得る力を有しているため、必要があれば市役所も情報を得る場として活用することが可能であろう。

逆に、事例12狩俣地区のTさんの場合、エンパワメントのI型モデルに相当するエピソードがほとんどなく、生活行動にあまり積極性が見られない場合は、情報を得るために自らが資源と関係性を持つとする姿勢が見られない。

事例4渋谷区のcさんの場合、青年教室など積極的に活動に参加していることから、情報を得る場や機会はあると思われる。しかし、ヘルパーを利用したいが、誰に相談してよいか分からないといった不満を持っている。本来このような方には、郡山市の「あいえるの会」が提供するILPが必要となるはずであり、渋谷区で展開される青年教室などの活動の発展が望まれる。

郡山市の2事例では、公的なサービスを受ける必要性が生じたことから、市役所がその情報提供の場として機能している。とにかく困ったときには先ず市役所にとという構図であるが、逆に言えば、他に相談できる場があるといった情報を普段から持ち合わせていないことになる。郡山市には、第2章2節で報告したように、3障害それぞれに相談支援機関が存在する。課題は、そのような相談支援機関や市役所が普段から地域で生活する障害者と接点を持ち、情報を伝えるようなアウトリーチ機能を有しているか否かである。ただし、この課題を解決するためには、物理的にかなり困難が予想され、相談機関や市役所と当事者の間に何らかの支援者が介在する仕組みがあるほうが現実的であるかもしれない。例えば、事例3郡山市のCさんの場合、父親の知り合いであった「おばさん」がこの役割を果たしている。また、事例9尾道市のAさんの場合は、発症前からの知り合いであった民生委員や郵便局長が該当する。これら互助による普段からの関係性が重要であるとも言える。

事例7、8、11といった障害児の場合、就学期に学校がこの場となっている。今回の3事例では、市町村の福祉関係部局との関係を表すエピソードがほとんど見られない。一般的に障害をもつ人のライフヒストリーにおいて、就学前は、医療と福祉、就学すると教育、卒業すると福祉といったそれぞれに支援を提供する機関が移り変わり、一貫した支援になっていないという指摘があるが、これにあてはまる状況を示している。

※注1

谷口等は「障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく具体的な地域生活支援技術に関する研究」（平成16年度厚生労働科学研究）において、エンパワメントを次のように定義している。「エンパワメント」とは、同様の生活環境にある一般状況と比較してパ

ワレス状況にある者が政治・経済・社会的場面等における一般水準の獲得を試みた時に、本人の意向にそって、個々が有する能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境との調整という方法を用いて、そのパワレス状況を改善していく諸過程である。」そして、エンパワメントが進む過程を①「個人因子強化モデル（Ⅰ型モデル）」②「環境因子強化モデル（Ⅱ型モデル）」③「相互関係強化モデル（Ⅲ型モデル）」に分類し、障害者のエンパワメント過程の分析を行っている。

2. 5 「社会的な組織・ネットワークの存在とアクセスの可能性」との関係

この基盤の構成要素は、「社会的組織」と「社会的ネットワーク」の2者であり、前者は生活を楽しむための仲間同士の集まりなどがあげられ、後者は、意味ある情報を入手したり、必要な支援の提供ができる合同体などが挙げられる。14事例すべてを俯瞰した場合、いずれかあるいは双方とも存在し、アクセスできている場合とあまり関係性を持っていない群に分けて考えることができる。

第1に、生活を楽しむための仲間同士の集まりという点では、渋谷区の2事例で報告があった、青年教室や当事者組織などが該当する。他の地域の事例ではこれに該当する報告がほとんど見られない。しかし、各々の地域にこのような組織がないのかというと、決してそうとは言い切れない。例えば、郡山市の場合は、第2章第2節で報告があったように、いくつものこれに該当する組織は存在する。しかし、2事例とも関係を持っていない。つまり、本人のニーズにあった活動となっていないかあるいは、それらの情報が本人に届いていないか、参加する手段に制限があるかいずれかの問題があると考えられるのである。

事例10尾道市のK氏のエピソードにある「サロン」の存在とそれとの関係は、障害者に限ったものではないとしても近い存在であり、それ以上に、地域全体で考えるならば価値のあるものとも考えられるものである。

第2に、意味ある情報を入手したり、必要な支援の提供ができる合同体の存在とそれとのアクセスを見ると、その主体別で互助、共助、公助それぞれに分類できる。

先ず互助では、事例8十津川村のK君の場合に見られる、彼を見守る近隣の住民体制がある。互助という性格からして、意図的にそして組織的に存在するものではなく、自然に存在するものであるが、本人や家族にとって重要なネットワークとなっている。

次に共助では、事例10尾道市のK氏の場合に見られる障害種別の当事者間の組織である広域的な頸髄損傷者ネットワークが該当する。さらに、事例11善通寺市のKさんの場合に見られる学生ボランティア組織が該当する。（ただし、この場合四国学院大の学生と卒業生の集まりであり、地域のネットといえるかどうか議論が分かれるところである）

最後に公助では、事例2、3郡山市の各生活支援センターが関わるネットワーク、事例7和泉村のA君の場合に見られる「障害児療育連絡事業」、事例9尾道市の「福祉サービス利用援助事業」が該当する。ただし、これらの存在は、市町村主導によりできた組織もあれば、共助組織がその必要性に基づいて作り上げた組織もあり、共助と分類することもできる。今回は、それぞれの組織に公的な団体が参画していること、支援費制度を含む公的サービスの調整を行うことなどに着目し、公助として分類している。なお、和泉村の「障害児療育連絡事業」については、市町村合併のため、この組織が解散するという事態となっており、政府が進める市町村合併のデメリットとなっていることを指摘する。

これらのネットワークは、障害者ケアマネジメントと共に存在する必要性があり、障害者の自立と生活を支援する核となるものであり、事例1旭川市のA君の報告にある支援ネットワーク構築の必要性は、まさに将来を見通し、地域で生き続ける力と体制を高めるエンパワメントを進めるために必要となるからである。

2. 6 「就労や生活するための資金の確保」との関係

この基盤の構成要素は、就労と生活資金の2者であり、それぞれが確保されているかということが関係性ということになる。

そこで先ず、生活資金から、考察してみたい。取り上げた14例のすべてにおいて生活資金に困っているという報告は見られない。これは推測であるが、年金、各種手当、生活保護といった公的支援があること、地域によって生活費が高くないところがあること、他に資産を有していること等、そのいずれかにそれぞれが該当しているのではないかと思われる。当然裕福な生活をしているとは思えないが、今回の報告で、生活に困窮しているという状況を見ることできないため、以上の分析は差し控える。

次に、就労についてであるが、事例4、5が作業所へ通っていることを除くと、就労しているのは、事例6和泉村のBさんのみである。障害をもちながらも就労経験があったのは、知的障害で事例4渋谷区のcさんと事例14狩俣地区のMさんの2人である。なお、その他特に中途障害の方については、事例13狩俣地区のSさんが受傷により離職しているとの報告があったが、ほかの方については不明である。

事例6と事例4、14の違いは、事例6においてジョブコーチとその後の就労にかかる支援を受けることができたところにある。わが国における障害者のジョブコーチは、これからの発展が期待されるものであり、すべての地域で利用できるようになるにはまだ時間が必要と思われる。しかし、事例4、6、14の3人とも知的障害者であり、この支援の有無により状況に差が出ていることは十分認識しておく必要があるといえる。

いずれにしても、障害児の事例を除く11事例中、1事例しか就労できていないというのは、それぞれの身体状況の制限に差があるとしても、きわめてこの基盤の確保が不十分であるといわざるを得ない。事例14のMさんは、解雇の理由を、てんかん発作で何度か倒れたことが原因ではないかご自身なりに理解している。障害を持ちながらも就労の機会とその継続のために必要な支援が受けられる体制が望まれる。

また、Mさんは、アルバイトをしたいという希望を持っているが、その理由として、「アルバイト先には人がたくさんいてにぎやかで楽しいから」と答えている。障害者に限らず、就労の確保にはこういった社会との関係性や自己実現を果たすために必要なものであることを最後に付け加えたい。

2. 7 まとめ

以上、各事例のエピソードを6つの基盤に沿って分類し考察してきた。障害者が地域で生活を継続させるためには、基本となる居宅介護などのサービスが提供される基盤の整備が重要なのは言うまでもない。この点「障害者自立支援法」による介護給付として新しく整理されているが、介護給付のみが整っていれば、自立生活を継続できるかという点と当然そうではない。今回の14事例の中で、比較的その人らしく地域の中で生活していると思われる人には、サービスの主体を問わず、誰かしら本人の「生きる」ことを代弁または支援する者が存在している。それは親、商店街の人たち、民生委員、相談支援員、当事者仲間、学校の教員等さまざまであった。当然困った時の支援者であり、関係する障害者にとってはとても重要な存在であるが、それ以上に本人の思いを受け止め、その人が望む活動の場を提供している事を忘れてはならない。逆に数人の事例で分かるように、こういった人との接点がない事例の場合、本人が抱える願いや希望が、半ば諦めと共に語られており、生活状況が孤立しているように見えるのである。

一人一人の思いや願いを受け止め、その個人を支援することが、結果としてエンパワメント過程のI型モデルを引き出すことが昨年の谷口等の研究で報告されている。このような個人の力を